

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年12月4日

【四半期会計期間】 第78期第1四半期(自平成27年7月21日至平成27年10月20日)

【会社名】 株式会社内田洋行

【英訳名】 Uchida Yoko Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大久保昇

【本店の所在の場所】 東京都中央区新川二丁目4番7号

【電話番号】 東京(3555)4066

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員経営管理本部長 秋山慎吾

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区新川二丁目4番7号

【電話番号】 東京(3555)4066

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員経営管理本部長 秋山慎吾

【縦覧に供する場所】 株式会社内田洋行 大阪支店
(大阪市中央区和泉町二丁目2番2号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第77期 第1四半期 連結累計期間	第78期 第1四半期 連結累計期間	第77期
会計期間	自 平成26年7月21日 至 平成26年10月20日	自 平成27年7月21日 至 平成27年10月20日	自 平成26年7月21日 至 平成27年7月20日
売上高 (百万円)	30,806	30,719	139,913
経常利益 (百万円)	749	423	3,861
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	351	196	332
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	496	550	3,210
純資産額 (百万円)	33,832	35,445	36,555
総資産額 (百万円)	88,996	86,383	91,577
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	6.99	3.90	6.61
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	35.4	38.2	37.2

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、北米を中心とした輸出が引き続き堅調に推移し、訪日外国人によるインバウンド需要も拡大しております。一方で、中国株安に端を発するアジア新興国等の景気減速が引き続きわが国経済を下押しするリスクとなっており、7-9月のGDP成長率が2期連続となる前期比マイナスを記録するなどから足踏み状態の懸念があります。

このような状況のもと、当第1四半期連結累計期間の売上高は、307億1千9百万円と前年同四半期に比べ8千7百万円(0.3%)の減少となりました。

利益面では、主に将来に向けた新卒採用増を含む人件費の増加等、販管費の増加により、営業利益は3億9千4百万円(前年同四半期比39.0%減)となり、前年同四半期に比べ2億5千1百万円減少いたしました。また、経常利益は4億2千3百万円(前年同四半期比43.5%減)と前年同四半期から3億2千5百万円減少いたしました。親会社株主に帰属する四半期純利益につきましては1億9千6百万円(前年同四半期比44.2%減)となりました。

なお、当社グループの業績は、多くの顧客の決算期にあたる当社第3四半期連結会計期間に売上が多く計上されるという季節変動要因を抱えております。

当第1四半期連結累計期間のセグメントごとの業績は以下のとおりであります。

<公共関連事業分野>

公共関連事業分野では、マイナンバー制度施行に伴うシステム更新需要による自治体分野での大きな伸長がありました。一方で、主に教育ICT分野において前期に売上計上された大型案件の反動による減少、施設設備分野において本年は建築の完工時期が夏季から年度末に移行した影響等により、当事業分野としては売上・利益面とも対前年同期比で減少となりました。

これらの結果、売上高は147億7百万円(前年同四半期比7.6%減)、営業利益は10億3千3百万円(前年同四半期比31.0%減)となりました。

<オフィス関連事業分野>

オフィス関連事業分野では、国内においては首都圏を中心とした大型のオフィス移転案件が増加しており、また金融機関における店舗、社屋の移転・新築需要も堅調に推移する等、オフィス家具市場の需要は活性化しております。海外事業においては、北米市場を中心として販売が順調に伸長したことから、売上・利益面ともに前年を上回る業績となりました。

これらの結果、売上高は104億1千5百万円(前年同四半期比14.9%増)、営業損失は2億6千7百万円(前年同四半期は5億4千9百万円の損失)となりました。

< 情報関連事業分野 >

情報関連事業分野では、民間の業務システム系分野は堅調に推移いたしました。保守・サポート分野においては前期に比してサポート案件が減少しております。また、大手企業向けソフトウェアライセンス販売につきましても、売上は前年に比して微減となり、当四半期における利益貢献は限定的なものとなっております。

これらの結果、売上高は54億9百万円（前年同四半期比3.7%減）、営業損失は3億9千5百万円（前年同四半期は3億9百万円の損失）となりました。

< その他 >

主な事業は人材派遣事業と教育研修事業であり、売上高は1億8千6百万円（前年同四半期比8.8%減）、営業損失は1百万円（前年同四半期は8百万円の損失）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ51億9千4百万円減少し、863億8千3百万円となりました。流動資産は、受取手形及び売掛金の減少29億6千2百万円、および現金及び預金の減少21億2千6百万円等により前連結会計年度末に比べ44億9千3百万円減少し、563億6千1百万円となりました。また固定資産は、前連結会計年度末に比べ7億1百万円減少し、300億2千2百万円となりました。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ40億8千4百万円減少し、509億3千8百万円となりました。流動負債は、支払手形及び買掛金の減少60億5千9百万円、未払消費税等の減少6億1千8百万円、および短期借入金の増加27億4千8百万円等により前連結会計年度末に比べ39億6千万円減少し、394億5千2百万円となりました。また固定負債は、長期借入金の減少2億円等により前連結会計年度末に比べ1億2千3百万円減少し、114億8千6百万円となりました。

純資産合計は、剰余金の配当5億3百万円による減少、および上場有価証券の時価評価に伴うその他有価証券評価差額金の減少5億8千5百万円等により、前連結会計年度末に比べ11億1千万円減少し、354億4千5百万円となりました。

以上の結果、自己資本比率は38.2%（前連結会計年度末は37.2%）となりました。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

()基本方針の内容

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。

当社は、企業価値や株主共同の利益を確保・向上させていくためには、人的資産を中長期的視点で育成し、常に新しい技術・デザインを吸収し、事業パートナーとの信頼関係や、優良な顧客基盤を維持・拡大することが不可欠と考えております。

しかし、株式の大量取得行為の中には、買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在します。当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

()基本方針実現のための取組み

(a)基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、前中期経営計画に引き続き、平成27年7月に第14次中期経営計画を策定し、安定して利益を生み成長する企業、活力ある誠実な企業を目指して、顧客への提供価値を重視した経営に取り組んでいます。今後とも企業としての存在価値の根幹である「健全なる持続的成長」を経営の最大テーマと考え、各事業の構造改革を加速するとともに、グループ経営の体質強化・充実を図り、企業価値の更なる向上を目指してまいります。

当社は、コーポレート・ガバナンス強化のため、平成18年より執行役員制度を導入し、経営管理機能と業務執行機能の分離を進めているほか、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするために取締役の任期を1年とする等の施策を実施しております。

さらに、経営管理機能と業務執行機能の分離を一層明確にし、執行役員の役割を再定義するとともに、迅速な意思決定と施策の実施を目的として経営会議を設置するなど、意思決定システムの再構築を実施しております。

また、コンプライアンスに関しては、毎年12月1日を「コンプライアンスデー」と定め、コンプライアンスの意義について確認するとともに、「内田洋行グループ行動規範」を制定し、当社グループをあげて、その徹底につとめております。

(b)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年10月13日開催の第69期定時株主総会における承認に基づき、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入しました。その後、平成22年10月16日開催の第72期定時株主総会において、同対応策を一部変更したうえで更新することについて承認を得たのに続き、平成25年9月2日開催の取締役会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）を更新することを決議し、同年10月12日開催の第75期定時株主総会において本プランの更新について承認を得ております。

本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、又は公開買付を行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（以下「買付等」と総称します。）を対象とします。これらの買付等が行われた際、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものです。また、上記基本方針に反し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報及び本プランを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、これに対する代替案(もしあれば)が、独立社外者(現時点においては当社経営陣から独立性の高い社外監査役1名及び社外の有識者2名)から構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、外部専門家等の助言を独自に得た上、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、又は当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など本プランに定める要件に該当し、後述する新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。この新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないという行使条件、及び当社が買付者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、原則として、1円を払い込むことにより行使し、当社株式1株を取得することができます。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施又は不実施等の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、平成25年10月12日開催の定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

本プラン更新後であっても、新株予約権無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式全体の価値が希釈化される場合があります(但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式全体の価値の希釈化は生じません。)

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.uchida.co.jp/company/ir/pdf/2013-9-2tekiji.pdf>)に掲載する平成25年9月2日付プレスリリースをご覧ください。

() 具体的取組みに対する当社取締役の判断及びその理由

企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の経営計画に基づく各施策、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、前記() (b)記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって更新されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会で承認を得て更新されたものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家を利用することができることとされていること、有効期間が最長約3年と定められた上、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値・株主共同の利益に適うものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、2億4千3百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	180,000,000
計	180,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成27年10月20日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年12月4日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	52,096,858	同左	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式 単元株式数 1,000株
計	52,096,858	同左		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年7月21日～ 平成27年10月20日		52,096,858		5,000		3,629

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成27年7月20日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成27年7月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,769,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
	(相互保有株式) 普通株式 89,000		同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 50,010,000	50,010	同上
単元未満株式	普通株式 228,858		同上
発行済株式総数	52,096,858		
総株主の議決権		50,010	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権1個)含まれております。

【自己株式等】

平成27年7月20日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社内田洋行	東京都中央区新川二丁目 4番7号	1,769,000		1,769,000	3.40
小計		1,769,000		1,769,000	3.40
(相互保有株式) さくら精機株式会社	大阪府八尾市楠根町 二丁目61番地	84,000		84,000	0.16
株式会社オーユーシステム	岡山県岡山市北区撫川 839-1	5,000		5,000	0.01
小計		89,000		89,000	0.17
計		1,858,000		1,858,000	3.57

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成27年7月21日から平成27年10月20日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年7月21日から平成27年10月20日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年7月20日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年10月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,020	17,894
受取手形及び売掛金	2 28,129	25,166
有価証券	1,500	1,500
商品及び製品	5,183	5,054
仕掛品	2,930	2,773
原材料及び貯蔵品	429	477
繰延税金資産	1,361	1,562
短期貸付金	60	200
その他	1,290	1,783
貸倒引当金	50	52
流動資産合計	60,854	56,361
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	4,344	4,274
機械装置及び運搬具（純額）	266	250
工具、器具及び備品（純額）	863	815
リース資産（純額）	59	54
土地	7,897	7,874
有形固定資産合計	13,432	13,270
無形固定資産		
ソフトウェア	2,252	2,310
その他	88	90
無形固定資産合計	2,341	2,400
投資その他の資産		
投資有価証券	8,466	7,614
出資金	5	5
長期貸付金	1,687	1,691
退職給付に係る資産	2,636	2,732
繰延税金資産	987	1,137
その他	1,384	1,359
貸倒引当金	216	189
投資その他の資産合計	14,950	14,351
固定資産合計	30,723	30,022
資産合計	91,577	86,383

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年7月20日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年10月20日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 27,303	21,243
短期借入金	3,290	6,038
1年内返済予定の長期借入金	920	920
未払費用	4,079	3,809
未払法人税等	482	239
未払消費税等	1,169	551
賞与引当金	1,921	3,067
工事損失引当金	86	74
その他	4,159	3,508
流動負債合計	43,412	39,452
固定負債		
長期借入金	1,940	1,740
繰延税金負債	95	90
退職給付に係る負債	6,709	6,731
資産除去債務	233	233
その他	2,630	2,689
固定負債合計	11,609	11,486
負債合計	55,022	50,938
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,000	5,000
資本剰余金	3,223	3,223
利益剰余金	22,766	22,459
自己株式	541	541
株主資本合計	30,448	30,141
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,772	2,186
為替換算調整勘定	2	123
退職給付に係る調整累計額	859	792
その他の包括利益累計額合計	3,634	2,855
非支配株主持分	2,472	2,448
純資産合計	36,555	35,445
負債純資産合計	91,577	86,383

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年7月21日 至平成26年10月20日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年7月21日 至平成27年10月20日)
売上高	30,806	30,719
売上原価	22,878	22,810
売上総利益	7,928	7,908
販売費及び一般管理費	7,282	7,514
営業利益	645	394
営業外収益		
受取利息	12	13
持分法による投資利益	19	12
金型・設備使用料	24	22
その他	114	91
営業外収益合計	170	139
営業外費用		
支払利息	30	25
売上割引	15	17
倉庫移転費用	-	54
その他	20	13
営業外費用合計	67	109
経常利益	749	423
特別利益		
事業譲渡益	48	-
特別利益合計	48	-
特別損失		
減損損失	1	-
特別損失合計	1	-
税金等調整前四半期純利益	796	423
法人税、住民税及び事業税	306	246
法人税等調整額	16	54
法人税等合計	322	191
四半期純利益	473	231
非支配株主に帰属する四半期純利益	122	35
親会社株主に帰属する四半期純利益	351	196

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年7月21日 至平成26年10月20日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年7月21日 至平成27年10月20日)
四半期純利益	473	231
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	141	587
為替換算調整勘定	146	126
退職給付に係る調整額	19	65
持分法適用会社に対する持分相当額	2	2
その他の包括利益合計	22	782
四半期包括利益	496	550
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	374	582
非支配株主に係る四半期包括利益	121	32

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当第1四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響額はありません。

(費用計上区分の変更)

従来、販売費及び一般管理費で計上していたICTサービス事業の費用の一部を、当第1四半期連結会計期間より、売上原価で計上する方法に変更しております。

この変更は、連結子会社ウチダエスコ㈱が当連結会計年度において組織変更とそれに伴うサービス内容の再検討を行ったことに加え、同社の新システムが稼働したことを契機に、売上高と売上原価の対応関係を明確にし、売上総利益をより適切に表示するために行ったものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前第1四半期連結累計期間については遡及適用後の四半期連結損益計算書となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前第1四半期連結累計期間の売上原価は73百万円増加し、売上総利益並びに販売費及び一般管理費は同額減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成27年7月20日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年10月20日)
受取手形割引高	17百万円	31百万円

2 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (平成27年7月20日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年10月20日)
受取手形	769百万円	- 百万円
支払手形	461	-

(四半期連結損益計算書関係)

売上高の季節的変動

前第1四半期連結累計期間(自平成26年7月21日至平成26年10月20日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成27年7月21日至平成27年10月20日)

当社グループの業績は、多くの顧客の決算期にあたる第3四半期連結会計期間に売上が多く計上されるという季節変動要因を抱えております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年7月21日 至平成26年10月20日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年7月21日 至平成27年10月20日)
減価償却費	369百万円	313百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成26年7月21日 至 平成26年10月20日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年10月11日 定時株主総会	普通株式	503百万円	10.0円	平成26年7月20日	平成26年10月15日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成27年7月21日 至 平成27年10月20日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年10月10日 定時株主総会	普通株式	503百万円	10.0円	平成27年7月20日	平成27年10月14日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成26年7月21日 至 平成26年10月20日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	公共 関連事業	オフィス 関連事業	情報 関連事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	15,919	9,063	5,619	30,602	204	30,806	-	30,806
セグメント間の内部売上高 又は振替高	151	68	16	236	751	987	987	-
計	16,070	9,132	5,635	30,838	955	31,793	987	30,806
セグメント利益又は損失()	1,497	549	309	639	8	630	14	645

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、人材派遣事業、教育研修事業、不動産賃貸事業等を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去であります。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成27年7月21日 至 平成27年10月20日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	公共 関連事業	オフィス 関連事業	情報 関連事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	14,707	10,415	5,409	30,532	186	30,719	-	30,719
セグメント間の内部売上高 又は振替高	177	46	209	433	899	1,333	1,333	-
計	14,885	10,461	5,619	30,966	1,086	32,052	1,333	30,719
セグメント利益又は損失()	1,033	267	395	369	1	368	25	394

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、人材派遣事業、教育研修事業、不動産賃貸事業等を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去であります。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年7月21日 至平成26年10月20日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年7月21日 至平成27年10月20日)
1株当たり四半期純利益金額	6円99銭	3円90銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	351	196
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	351	196
普通株式の期中平均株式数(千株)	50,304	50,301

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年12月4日

株式会社内田洋行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 富 永 貴 雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成 田 孝 行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 波 多 野 直 子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社内田洋行の平成27年7月21日から平成28年7月20日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成27年7月21日から平成27年10月20日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年7月21日から平成27年10月20日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社内田洋行及び連結子会社の平成27年10月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。